

## 旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議設置要綱

## (設置)

第1条 武蔵野市吉祥寺本町4丁目1822番3の土地に所在する旧赤星鉄馬邸ほか2棟(以下「建物」という。)の利活用にあたり、利活用の検討に資する意見を聴取し、助言を求めるため、旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

## (所管事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、市長に助言する。

- (1) 建物及び土地の一体的な利活用に関すること。
- (2) 建物の保存に関すること。
- (3) 建物及び土地の維持管理及び運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

## (構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 文化財保護に関する専門家
- (2) 建築に関する専門家
- (3) 緑地計画及びランドスケープデザインに関する専門家
- (4) 社会教育に関する専門家
- (5) シティプロモーションに関する専門家
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (座長)

第4条 有識者会議に座長及び副座長各1人を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は委員の中から座長が指名する。

3 座長は有識者会議を統括し、有識者会議の進行にあたる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (意見聴取)

第5条 有識者会議は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (設置期間)

第6条 有識者会議の設置期間は、その設置の日から令和6年3月31日までとする。

## (謝礼)

第7条 委員（第3条第6号に掲げる委員を除く。）には、有識者会議の会議1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

（庶務）

第8条 有識者会議の庶務は、総合政策部資産活用課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。